〇内閣府令第

号

民間 事業者等が行う書 面 の保存等における情報通信 の技術 の利用に関する法律 (平成十六年法律第百四十

九号)第三条第一 項、 第四条第一 項、 第五 条第 項及び第六条第一 項の 規定に基づき、 内 閣 府 \mathcal{O} 所管する金

一部を改正する内閣府令を次のように定める。

融

関

連法令に係る民

間

事業者等が

行う

書

面

0

保存等における情報通

信

 \mathcal{O}

技術

の利

用に関する法

律

施

行

規則

 $\widetilde{\mathcal{O}}$

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

内 閣 府 の所管する金融関連法令に係る民間 !事業者等が行う書面 の保存等における情 報 通 信 0 技 術 \mathcal{O} 利

用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

内 閣 一府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面 の保存等における情報通信 の技術 の利用に

関する法律施行規 削 (平成十七年内閣府令第二十一号) の 一 部を次のように改正する。

次 の表に により、 改正 前欄 に掲げ る規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄 に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、 改正 後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

融事業に関する法	百三号) 百三号)	第二十五号) 第二十五号)	[略]	別表第一(第三条関係)	(電磁的記録による縦覧等) (電磁的記録による縦覧等に代えて当該書面に短級覧等に代えて当該書面に短の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間がある方法、当該事項を民間がある方法、当該事機の映像面に表示する方法
十一第四項及び第五項、第六条第一項に第五条の七第九項及び第十項、第五条の	十六の三第一項	[略]			大震いた。 一定の上側に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の一個に掲げる法章を民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づく書面の一個に関連を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を記載により行わなければならない。
融事業に関する法 十一第四項及び第五項、第六条第一項に協同組合による金 第五条の七第九項及び第十項、第五条の[同上]	[項を加える。]	第二十五号)	[同上]	別表第一(第三条関係)	改正 前間により行わなければならない。 の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備えの縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備えの縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備えて電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載されている事項と電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書面の類により行わなければならない。 改正 前

四条第三項及び第四百九十六条第一項、同法第四百九十二条第四項、第四百九-		条において準用する場合を含む。)、第項及び第三項(これらの規定を第六十三	
び第五項、第六十三条において準用する		第九項及び第十項、第四十八条の七第二	
十一条第一項、第五十五条の二第四項及		て準用する場合を含む。)、第三十八条	
第四十八条の七第二項及び第三項、第五		三十七条の二第三項(第六十三条におい	
第三項、第三十八条第九項及び第十項、		百十一条第三項、第二十四条第八項、第	
項、第二十四条第八項、第三十七条の二	百三十八号)	用する会社法第三百十条第六項及び第三	百三十八号)
第三百十条第六項及び第三百十一条第三	二十六年法律第二	いて準用する場合を含む。)において準	二十六年法律第二
第十二条第七項において準用する会社法	信用金庫法(昭和	第十二条第七項(第二十四条第十項にお	信用金庫法(昭和
	[同十]		[略]
		五十二条の六十一の十二	
		の五の十第一項において準用する同法第	
十二条の六十一の十二		法第五十二条の六十の十八並びに第六条	
五の十第一項において準用する同法第五		、第六条の五第一項において準用する同	
第五十二条の六十の十八並びに第六条の		十一第一項及び第五十二条の六十第一項	
第六条の五第一項において準用する同法		法第五十二条の四十九、第五十二条の五	
て準用する銀行法第五十二条の		条の四の二第一項において準用する銀行	
条第一項、第六条の四の二第一項におい		第三項及び第四百九十六条第一項、第六	
第四百九十四条第三項及び第四百九十六		第四百九十二条第四項、第四百九十四条	
る会社法(平成十七年法律第八十六号)		る会社法(平成十七年法律第八十六号)	
二項、第六条の二第一項におい)	二項、第六条の二第一項において準用す	
律第五十九号)第二十一条第一項及	法律第百八十三号	律第五十九号)第二十一条第一項及び第	法律第百八十三号
おいて準用する銀行法(昭和五十六年法	律(昭和二十四年	おいて準用する銀行法(昭和五十六年法	律(昭和二十四年

金融機関の合併及	安 安 宗 三百二十一 政 令 第三百二十一	[略]																	
第三十二条第二項(第五十八条において	第二十六条第二項		一の十二	において準用する同法第五十二条の六十	条の六十の十八並びに第八十九条第九項	条第七項において準用する同法第五十二	及び第五十二条の六十第一項、第八十九	準用する同法第五十二条の五十一第一項	同法第五十二条の四十九、同項において	九条第三項又は第五項において準用する	同法第五十二条の二の六第一項、第八十	項、第八十九条第三項において準用する	用する銀行法第二十一条第一項及び第二	条第一項、第八十九条第一項において準	第四百九十四条第三項及び第四百九十六	て準用する同法第四百九十二条第四項、	六十一条の五第七項、第六十三条におい	及び第五項、第六十一条の三第九項、第	五十一条第一項、第五十五条の二第四項
金融機関の合併及	[項を加える。]	[回斗]																	
第二									の	お	<i>O</i>	第七	法	二冬	又	<u>-</u>	九	法第	第八
第三十二条第二項、									の + 二	おいて準用する同法第五十二条の六十一	の六十の十八並びに第八十九条第九	1項において準用する同法第五	法第五十二条の六十第一項、	二条の四十九、同項にお	又は第五項において準用する同法第五	二条の二の六第一項、	九条第三項において準用する同法第五	法第二十一条第一項及び第二項、	第八十九条第一項において準用する銀

			年法律第百五号)	保険業法(平成七	[略]							銀行法		法律第八十六号)	律(昭和四十三年	び転換に関する法
る同法第三百十一条第三項並びに第三百六項、第四十九条第一項において準用す。)において準用する同法第三百十条第	七条第六項こおハて準用する場合を含む第二項、第四十四条の二第三項(第七十条第二項及び第三項並びに第三百十九条	六項、第三百十一条第三項、第三百十八一項において準用する同法第三百十条第	項及び第八十一条第二項、第四十一条第社法第七十四条第六項、第七十五条第三	第三十条の八第六項において準用する会		の十八並びに第五十二条の六十一の十二	十二条の六十第一項、第五十二条の六十	。)、第五十二条の五十一第一項、第五	条の二の十において準用する場合を含む	第一項、第五十二条の四十九(第五十二	条の二の六第一項、第五十二条の二十九	第二十一条第一項及び第二項、第五十二	十七条第二項	おいて準用する場合を含む。)及び第四	四項、第四十四条第二項(第六十三条に	準用する場合を含む。)、第三十三条第
			年法律第百五号)	保険業法(平成七	[匝斗]							銀行法		法律第八十六号)	律(昭和四十三年	び転換に関する法
法第三百十一条第三項、第三百十八条第、第四十九条第一項において準用する同法第三百十条第六項	第六項こおいて準用する場合を含む。)項、第四十四条の二第三項(第七十七条条第二項及び第三項、第三百十九条第二	六項、第三百十一条第三項、第三百十八一項において準用する同法第三百十条第	項及び第八十一条第二項、第四十一条第社法第七十四条第六項、第七十五条第三	第三十条の八第六項において準用する会		+ 0+	二条の六十の十八並びに第五十二条の六	°	条の二の十において準用する場合を含む	第一項、第五十二条の四十九(第五十二	条の二の六第一項、第五十二条の二十九	第二十一条第一項及び第二項、第五十二				第四十四条第二項及び第四十七条第二項

せ。 項及び第七百三十五条の二第二項、 おいて準用する同法第七百三十一条第一 項及び第二項、 る場合を含む。)、 項 る場合を含む。)、第五十四条の三第四 項 四百十三条第一項、第五十四条の二第1 五十三条の二十一において準用する同 七十八条第一項 三条の十七において準用する同法第三百 する同法第三百七十一条第一項、 第三項及び第八十一条第二項 十七条第六項において準用する場合を含 十四条第六項、第七十四条第三項 十四条第三項において準用する同法第七 の二十八第六項において準用する同法第 三百九十九条の十一第一項、第五十三条 十三の二第六項において準用する同法第 第三百九十四条第一項、第五十三条の二 十六及び第百八十条の十五において準用 十八条第二項及び第三項、 (第百九十八条第一項において準用す (第百九十八条第一項において準用す において準用する同法第七十五条 第六十一条の八第二項に (第二号を除く。)、第 第五十四条の八第 第五十三条の 第五十 (第七 第七

四項 する場合を含む。 項及び第八十 条第六項において準用する場合を含む。 条第六項、 条第三項において準用する同法第七十四 び第七百三十五条の二第二項、第七十四 する場合を含む。)、 第四百十三条第一項、 条の二十八第六項において準用する同法 第三百九十九条の十一第一項、第五十三 法第三百九十四条第一項、 第五十三条の二十一において準用する同 七において準用する同法第三百七十八条 第三百七十一条第一項、 第百八十条の十五において準用する同法 て準用する同法第七百三十一条第二項及 二十三の二第六項において準用する同法 二項及び第三 互項 において準用する同法第七十五条第三 項及び第二項、 (第百九十八条第一項において準用 (第百九十八条第一項において準 (第 第七十四条第三項(第七十七 項、 号に係る部分に限る。)、 一条第二項 第六十一条の八にお 第五十三条の十六及び 第五十四条の二第 第五十四条の三第 第五十四条の 第五十三条の十 第五十三条の 第九十六条の 八第 甪

六条の九第五項において準用する同法第 兀 において準用する場合を含む。)、第百 準用する場合を含む。)、第二百七十条 含む。 八百十一条第二項及び第八百十五条第三 条の五第三項において準用する同法第七 において準用する同法第四百九十二条第 する場合を含む。)、第百八十条の十七 百六十五条の二十二第三項において準用 十四第三項において準用する場合を含む 六十五条の十三第二項(第百六十五条の の四第九項及び第二百七十二条の二十九 第百三十六条の二第一項(第二百十条第 項 百九十一条第二項及び第八百一条第三項 。) 、第百六十五条の二十一第二項 十七において準用する場合を含む。)、 七十二条の十七において準用する場合を (第一号及び第二号を除く。) 、第九十 項 十六条第一項、 項 (第三号に係る部分に限る。 条第 (第二百七十条の四第九項において 第四百九十四条第三項及び第四百 及び第二項 項 (第百九十九条及び第二百 第百八十三条第一項に (第二百七十二条の 第百

準用する場合を含む。)、第百六十五条 項及び第二百七十二条の二十九におい 場合を含む。)、第二百七十条の四第九 十一条第二項及び第八百十五条第三項 項及び第三項、 百八十三条第一項において準用する同法 条第三項及び第四百九十六条第一項、 法第四百九十二条第四項、 項において準用する場合を含む。) の十三第二項(第百六十五条の十四第三 六条の二第一項 第三号に係る部分に限る。)、第百三十 の九第五項において準用する同法第八百 十一条第二項及び第八百一条第三項 第四百九十二条第四 第三項において準用する場合を含む。 の二十一第二項(第百六十五条の二十二 二百七十条の四第九項において準用する 五第三項において準用する同法第七 百六十五条の十九第一項、第百六十五条 一百十二条第四項及び第二百三十五条第 号及び第二号を除く。)、第九十六条 第百八十条の十七において準用する同 第百九十六条第三項、 (第二百十条第一項 項、 第五百八条第 第四百九十四 百 第 第 て 第

			別													
保険業法施行規則		保険業法	別表第三(第五条関係)	[略]	令第五号)	(平成八年大蔵省	保険業法施行規則									
第五十二条の二十二第四項、第二百十条	西三条 百三条 百三条 百三条 百三条 百三条 百三条 百三条 百	第二十一条第二項、第百九十八条第二項			十一条の八十二第二項及び第三項	の十の二第二項及び第三項並びに第二百	第五十二条の二十二第四項、第二百十条	項並びに第三百三条	る場合を含む。)、第二百八十五条第一	百七十二条の四十第一項において準用す	、第二百七十一条の二十五第一項(第二	四項並びに第五百八条第一項及び第三項	において準用する同法第四百九十二条第	十二条第四項及び第二百三十五条第四項	び第三項、第百九十六条第三項、第二百	おいて準用する同法第五百八条第一項及
保険業法施行規則		保険業法	別表第三(第五条関係)	[同上]	令第五号)	(平成八年大蔵省	保険業法施行規則									
第五十二条の二十二第四項	八十五条第一項並びに第三百三条七条第一項、第百七十三条の三、第二百七条第二項及び第五百四十八条第一項及び第五百四十	第二十一条第二項、第百九十八条第二項					第五十二条の二十二第四項				項並びに第三百三条	る場合を含む。)、第二百八十五条第一	百七十二条の四十第一項において準用す	、第二百七十一条の二十五第三項(第二	条第四項、第五百八条第一項及び第三項	四項において準用する同法第四百九十二

																		別		
[略]											律	融事業に関する法	協同組合による金	[略]		公認会計士法	金融商品取引法	別表第四(第八条関係)	略	
	一項	する同法第五十二条の六十一の二十一第	びに第六条の五の十第一項において準用	同法第五十二条の六十の二十七第一項並	項、第六条の五第一項において準用する	五十一第一項及び第五十二条の六十第二	項において準用する銀行法第五十二条の	る部分に限る。)、第六条の四の二第一	社法第四百九十六条第二項(第一号に係	、第六条の二第一項において準用する会	する銀行法第二十一条第一項及び第二項	に限る。)、第六条第一項において準用	第五条の七第十一項(第一号に係る部分		十六の三第一項	第二十八条の四第一項及び第三十四条の	[略]			十一条の八十二第二項及び第三項の十の二第二項及び第三項並びに第二百
[同上]											律	融事業に関する法	協同組合による金	[同上]		[項を加える。]	金融商品取引法	別表第四(第八条関係)	[同上]	
						十二条の六十一の二十一第一項	五の十第一項において準用する同法第五	二条の六十の二十七第一項及び第六条	五第一項において準用する銀行法第五	第一号に係る部分に限る。)、第六条	準用する会社法第四百九十六条第二項	に限る。)、第六条の二第一項にお	第五条の七第十一項(第一号に係る部				[同上]	()		

第十二条第七項

(第二

一十四条第十

-項にお

信用金庫法

する同法第五十二条の六十一の二十一第 項 第四百九十六条第二項 する同法第五十二条の六十の二十七第 分に限る。)、第八十九条第一項におい 。) 、第六十三条において準用する同法 項(第一号に係る部分に限る。)、第五 る部分に限る。)、第四十八条の七第四 条の二第四項(第一号に係る部分に限る 限る。)、第二十四条第九項、 十三条の二第二項(第一号に係る部分に 限る。)及び第三百十一条第四項、 第三百十条第七項 第十二条第七項において準用する会社法 て準用する銀行法第二十一条第一項及び 十一条第三項(第一号に係る部分に限る 項 並びに第八十九条第九項において準用 項、 第三十八条第十一項(第一号に係 第八十九条第七項において準用 (第 (第一号に係る部 一号に係る部分に 第三十七

る部分に限る。 (第 第六十 一号に係る部分に限る。 条の 第 第六十一条の三第二 項 (第 及び第 号に係 条にお

いて準用する場合を含む。

項

(第一号に係る部分に限り、

第六十三

。)、第三十八条第十一項

(第一号に係

第六十三条において準用する場合を含む

る部分に限る。

第四十八条の六第三

に限る。

及び第五項

(これらの規定を

三十七条の二第四項

(第一号に係る部分

九項

(第一号に係る部分に限る。)、

準用する場合を含む。

)、第二十四条第

に係る部分に限り、

第六十三条におい

第四項、

第二十三条の二第二項

(第

用する会社法第三百十条第七項

(第

いて準用する場合を含む。

)において進

に係る部分に限る。)及び第三百十一条

に限り、

第六十三条において準用する場

四十八条の七第四項

(第一号に係る部分

号に係る部分に限る。

第五十四条の

合を含む。)、第五十一条第三項

第一

十六第二項

(第

一号に係る部分に限る。

金融機関の合併及	金融商品取引法施	[略]															
を含む。)、第三十三条第五項及び第五三項(第五十八条において準用する場合限り、第二十八条第二項、第三十二条第	第二十六条第二項		十二条の六十一の二十一第一項	八十九条第九項において準用する同法第一五十二条の六十の二十七第一項並びに第一	八十九条第七項において準用する同法第	第一項及び第五十二条の六十第二項、第	おいて準用する同法第五十二条の五十一	条の二の六第一項、第八十九条第五項に	条第三項において準用する同法第五十二	第二十一条第一項及び第二項、第八十九	八十九条第一項において準用する銀行法	二項(第一号に係る部分に限る。)、第	において準用する同法第四百九十六条第	一号に係る部分に限る。)、第六十三条	に限る。)、第六十一条の五第八項(第	六十一条の四第二項(第一号に係る部分	十項(第一号に係る部分に限る。)、第
金融機関の合併及	[項を加える。]	[同十]															
帝を含む。)、第三十四条第二項(第一三項及び第五十八条において準用する場限り、第二十八条第二項、第三十二条第三項(第一号に係る部分に																	

保険業法	[略]	銀行法 現行法 第三項 (第六
房に係る部分に限る。)、第七十五条第 第一号に係る部分に限り、第五十七条第 四項において準用する場合を含む。)、第十七条の四第二項(場合を含む。)、第十七条の四第二項(場合を含む。)、第十七条の四第二項(場合を含む。)、第一号に係る部分に 限る。)、第三十条の八第六項において 準用する会社法第七十四条第七項(第一 等に係る部分に限る。)、第五十七条第 四項において準用する 場合を含む。)、第一号に係る部分に限		及び第三十四条第二項(第一号に係る部分に限り、第四十条第二項、第四十四条第三項(第六十三条において準用する場合を含む。)、第四十二条において準用する場合を含む。)、第四十二条の六十三条において準用する場合を含む。)、第四十二条の六十二条の六十二条の六十二条の六十二条の六十二条の六十二条の六十二条の六
保険業法	[同上]	銀 行 法
第十六条第二項(第一号に係る部分に限 場合を含む。)、第十七条の四第二項(第一 明項において準用する場合を含む。)、 第二十六条第二項(第一号に係る部分に限り、第五十七条第 限る。)、第三十条の八第六項において 準用する会社法第七十四条第七項(第一 号に係る部分に限り、第五十七条第		第四十四条第三項、第四十七条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。) 第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の六十の二十七第一項並びに第五十二条の六十の二十一第一項項

)、第五十三条の十六及び第百八十条の 。)、第四十九条第一項において準用す 。)、第三百十一条第四項、 準用する同法第三百七十四条第二項 る同法第三百十一条第四項及び第三百十 条第四項 十一条第一項において準用する同法第三 項 る部分に限る。)、第三十二条の二第1 四項及び第八十一条第三項 及び第四項、 条第二項 十五において準用する同法第三百七十一 八条第四項 百十条第七項 合を含む。)において準用する同法第三 部分に限る。)、第四十四条の二第三項 及び第三百十九条第三項 百十条第七項 十八条第二項 (第七十七条第六項において準用する場)、第五十三条の二十一において準用 号に係る部分に限る。)及び第三百七 (第一号に係る部分に限る。) 、第四 (第一号に係る部分に限る。 (第一号に係る部分に限る。) (第一号に係る部分に限る。 第五十三条の十七において (第一号に係る部分に限る (第一号に係る部分に限る (第一号に係る部分に限る (第一号に係る 第三百十八 (第一号に係

び第四 号に係る部分に限る。) 用する同法第三百七十四条第二項 十一条第一項において準用する同法第三 項 る部分に限る。)、第三十二条の二第三 四項及び第八十一条第三項 八条第二項 五において準用する同法第三百七十一条 条第四項 同法第三百十一条第四項及び第三百十八 十条第七項 を含む。)において準用する同法第三百 第七十七条第六項において準用する場合 条第四項 百十条第七項 分に限る。)、第四十四条の二第三項 第五十三条の十六及び第百八十条の十 第三百十九条第三項 一項(第一号に係る部分に限る。 (第一号に係る部分に限る。)、 第五十三条の二十一において準用す 第四十九条第一項において準用する 項、 第三百十一条第四項、 (第一号に係る部分に限る。 (第 第五十三条の十七において準 (第一号に係る部分に限る。 (第一号に係る部分に限る。 一号に係る部分に限る。 (第一号に係る部分に限る (第一号に係る部 及び第三百七十 (第一号に係 第三百十八 (第) 及 第四

第三項 二十三の二第六項において準用する同法 四条第三項において準用する同法第七十 六百八十四条第二項 係る部分に限り、 準用する場合を含む。)、第五十三条の する同法第三百九十四条第二項 第一号に係る部分に限る。 分に限る。 に限る。)、第六十一条の八第二項にお 第六十一条の五において準用する同法第 用する場合を含む。)、第五十四条の八 十八第六項において準用する同法第四百 用する場合を含む。)、第五十三条の一 第三百九十九条の十一第二項 に係る部分に限り、 百三十五条の二第三項 いて準用する同法第七百三十一条第三項 十三条第二項 (第一号に係る部分に限る。) 及び第七 (第一号に係る部分に限る。)、第七十 条第七項 及び第三項 (第一号に係る部分に限る。)、)、第六十九条の二第三項 (第一号に係る部分に限る。 (第一号に係る部分に限る (同条第四項において準 同条第三項において 同条第三項において (第一号に係る部分 (第一号に係る部)及び第五項 (第一号に (第

限る。 号に係る部分に限る。 十四条の八第三項 に する場合を含む。 及び第五項 に係る部分に限る。)、第六十一条の八 する同法第六百八十四条第二項 る部分に限り、 十三の二第六項において準用する同法第 用する場合を含む。 係る部分に限り、 る同法第三百九十四条第二項 三条第二項(第一号に係る部分に限 八第六項において準用する同法第四百十 三百九十九条の十一第二項 法第七· 一第三項 及び第七百三十五条の二第三項(第 条第三項 .おいて準用する場合を含む。) 、第五 及び第三項 一項において準用する同法第七百三十 第七十四条第三項において準用する 十四条第七項 (第一号に係る部分に限る。 第六十一条の五において準用 (第一号に係る部分に限る。 (第一号に係る部分に限る。 (同法第四 同条第三項において準)、第五十三条の二十 同条第三項におい (第一号に係る部 (第一号に係る部 第五十三条の二 百十三条第四項 第六十九条の (第一号に係 (第 一 (第一号 号に 分に て準 る 用

四項)、第九十六条の五第三項において準用)、第七十四条第三項 第九十六条の九第五項において準用する 六項において準用する場合を含む。 条第三項 係る部分に限り、第九十六条の十五にお 限る。)、第八十二条第三項 第八十一条第三項 項において準用する場合を含む。)にお 十五条第四項 いて準用する場合を含む。 分に限る。)、第八百十一条第三項 同法第八百三条第三項 に係る部分に限る。)及び第八百一条第 する同法第七百九十四条第三項 及び第五項 いて準用する場合を含む。)、第八十七 いて準用する同法第七十五条第四項及び 条及び第 む 号に係る部分に限り、同条第四項にお 同条第六項において準用する場合を含 (第一号に係る部分に限り、 第百十一条第 (第一号に係る部分に限る。) 一百七十二条の十七において準 (第一号に係る部分に限る。 (第一号に係る部分に限り (第一号に係る部分に (第一号に係る部 (第七十七条第六 項)及び第八百 (第百九十九 (第一号に (第 同条第

場合を含む。 限る。 準用する場合を含む。)、第九十六条の に係る部分に限り、 分に限り、 九第五項において準用する同法第八百三 百九十四条第三項(第一号に係る部分に 項 おいて準用する同法第七百九十一条第三 分に限る。 に限る。)及び第五項(第一号に係る部 係る部分に限る。)、 第四項及び第八十一条第三項(第一号に む。) において準用する同法第七十五条 十七条第六項において準用する場合を含 条第三項(第一号に係る部分に限る。 分に限る。)、 第一 第八百十一条第三項 第八十七条第三項 十五において準用する場合を含む。 (第 号に係る部分に限り、 て準用する場合を含む。 号に係る部分に限り、第九十六条 及び第八百一条第四項 号に係る部分に限る。 同条第四項において準用する 第九十六条の五第三項に 第七十四条第三項 第八百十五条第四項 同条第六項において (第一号に係る部分 第八十二条第三項 (第一号に係る部 同条第六項に 、第百十 (第一号 (第七 第七

第二項)、第百六十五条の九第二項 二条の二十九において準用する場合を含 む。 項 する場合を含む。)、第百六十六条第三 第百六十五条の十九第二項 る場合を含む。)、第百六十五条の十五 号に係る部分に限る。)、第百六十五条 九項において準用する場合を含む。)、 百六十五条の二十二第三項において準用 る部分に限る。)、第百六十五条の二十 百六十五条の十四第三項において準用す 三第三項(第一号に係る部分に限り、 係る部分に限る。)、第百六十五条の十 の二第二項 第二百七十条の四第九項及び第二百七十 第二百十条第一項 を含む。)、第百三十六条の二第二項 用する場合を含む。 百七十二条の十七において準用する場合 第三項 、十条の十七において準用する同法第四 (第一号に係る部分に限る。)、)、第百五十六条の二第二項 (第一号に係る部分に限る。)、 (第一号に係る部分に限り、 (第一号に係る部分に限る。 (第二百七十条の四第 及び第二項 (第一号に係 (第一号に (第 (第二

る。 第一 限る。)、 条の四第九項及び第二百七十二条の二十 の二十二第三項において準用する場合を 条の十九第二項 第一号に係る部分に限り、 十五条の九第二項 百五十六条の二第二項(第一号に係る部 九において準用する場合を含む。)、第 七において準用する同法第四百九十六条 に係る部分に限る。 分に限る。)、第百六十五条の二第二項 て準用する場合を含む。 (第 一 号に係る部分に限る。)、第百六十五 条第一 十四第三項において準用する場合を含 第百三十六条の二第二項 十七において準用する場合を含む。 一号に係る部分に限り、 項 号に係る部分に限る。)、 (第二百七十条の四第九項におい 第百六十五条の二十一第三項 第百六十五条の十五第二項 項及び第二 第百六十六条第三項 第百六十五条の十三第三項 (第一号に係る部分に限 (第一号に係る部分に 項 (第二百七十二条)、第二百七十 第百八十条の十 第百六十五条 第百六十五条 (第二百十条 (第 第百六 一号

			別表													
	信用金庫法	略]	別表第五(第十条関係)	[略]			保険業法施行規則									
係る部分に限る。)及び第十項(第二号に条の二第二項(第二号に係る部分に限る。)、第六十一条の三第二項(第二号に限る部分に限る)、第六十一	場合と含い、第三十八条第十一頁(分に限り、第六十三条において準用する第二十三条の二第二項(第二号に係る部				三項	+ (第二百十条の十の二第二項及び第三項並	第二百八十五条第二項	において準用する場合を含む。)並びに	五第一項(第二百七十二条の四十第一項	部分に限る。)、第二百七十一条の二十	第二百四十条の七第二項(第一号に係る	第三項(第一号に係る部分に限る。)、	に係る部分に限る。)、第二百二十四条	限る。)、第百九十六条第五項(第一号	百九十六条第二項(第一号に係る部分に
	信用金庫法	[同上]	別表第五(第十条関	[同上]		;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	「項を加える。」									
において準用する同法第四百九十六条第限る。)、第三十八条第十一項(第二号に係る部分に限る。)並びに第六十三条の二第二項(第二号に係る部分に	艮る。 及び第三百十一条第四頁、第二第三百十条第七項(第一号に係る部分に第十二条第七項において準用する会社法	-	関係)				_	五条第二項	用する場合を含む。)並びに第二百八十	第二百七十二条の四十第一項において準	。)、第二百七十一条の二十五第一	条の七第二項(第一号に係る部分に	一号に係る部分に限る。)、第二百四十	に限る。)、第二百二十四条第三項	第百九十六条第五項	第二項(第一号に係る部分に限る。)、

保険業法	律	金融機関の合併及
第二十一条第二項、第百九十八条第二項り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十七条の四第二項(第二号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する	を含む。)、第三十三条第五項及び第五十八条において準用する場合を含む。)、第三十三条第五項及び第五分に限り、第四十条第二項(第二号に係る部第三項(第六十三条において準用する場合を含む。)、第四十七条第三項及び第五十三条において準用する場合を含む。)	る部分に限る。)、 特に係る部分に限る。 中一条の五第八項(中一条の五第八項(中一条第二項(第二 十一条第二項(第二 十一条第二項(第二
保険業法	律	び転換に関する法
第二十一条第二項、第百九十八条第二項別の、第五十七条第四項において準用する場合を含む。)、第二号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十六条第二項(第二号に係る部分に限	合を含む。)及び第三十四条第二項(第二号に係る部分に限り、第四十七条第三項、第四十七条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。)	二項(第二号に係る部分に限る。) 第二十一条第二項(第二号に係る部分に限る。)

限る。 項、 二項において準用する会社法第三十三条 七 項 る部分に限る。)、第五十四条の八第三 及び第二百九十三条において準用する商 第三項において準用する同法第七百九十 同 おいて準用する場合を含む。)、第八十 に係る部分に限り、 十九条の二第三項 同法第三百七十八条第二項 おいて準用する同法第三百五十八条第七 第三百六条第七項、 第四十七条第二項において準用する同法 る部分に限る。)、第四十条第二項及び 第六項、 に第五百四十七条第二項、 法第五百四十六条第一項及び第二項並び に限る。)、第八十二条第三項)、第九十六条の四において準用する 及び第五項 条第三項 法第二百七条第六項 (第二号に係る部分に限る。) 、第六 第五十三条の十七において準用する)及び第五項 第二十六条第二項 (第二号に係る部分に限る。 (第二号に係る部分に限る (第二号に係る部分に 第九十六条の十五に 第五十三条の十五に (第二号に係る部分 第九十六条の五 第二十四条第 (第二号に係 (第二号に係 (第二号

に第五 む。 係る部分に限る。 る部分に限る。 第三項(第二号に係る部分に限り、 号に係る部分に限る。)及び第五項 限る。)、 十四条の八第三項 項 おいて準用する同法第三百七十八条第二 百五十八条第七項、 る部分に限る。 第六項、 法第五百四十六条第 及び第二百九十三条において準用する商 十六条の十五において準用する場合を含 十三条の十五において準用する同法第三 十条第二項及び第四十七条第二項にお て準用する同法第三百六条第七項、 一項において準用する会社法第三十三条 一号に係る部分に限る。 (第二号に係る部分に限る。)、 (第) て準用する同法第二百七条第六項 百四十七条第二項、 一号に係る部分に限る。 第八十七条第三項 第二十六条第二項 第六十九条の二第三項 及び第五項 (第二号に係る部分に 第五十三条の十七に 第三十二条の 一項及び第二項 第九十六条の四に)、第八十二条 第二十四 (第二号に係 (第二号に係 (第二号に (第二 第三 第九 第五 第四 第 条第 並び

二項 二第二項 る部分に限る。)、第百六十五条の九第 及び第二百七十二条の二十九において準 条の二第二項 項において準用する同法第八百三条第三 る場合を含む。)、第九十六条の九第五 部分に限り、 四条第三項 において準用する場合を含む。)、第百 部分に限り、 百六十五条の十三第三項 用する場合を含む。)、第百五十六条の 合を含む。)、第二百七十条の四第九項 百七十条の四第九項において準用する場 号に係る部分に限り、 百十一条第三項 項 て準用する場合を含む。 含む。)及び第八百十五条第四項 及び第八百一条第四項 第百六十五条の二第二項 (第二号に係る部分に限る。) 、第八 同条第四項において準用する場合を (第二号に係る部分に限る。)、 (第二号に係る部分に限る。) (第二号に係る部分に限る。 第百六十五条の十四第三項 同条第六項において準用す (第二百十条第一項 (第二号に係る部分に限 同)、第百三十六 条第六項におい (第二号に係る (第二号に係る (第二号に係 (第 (第一

り 項 第百六十五条の十四第三項において準用 条の二第二項(第二号に係る部分に限る 第九項において準用する場合を含む。 分に限る。)、 び第八百十五条第四項(第二号に係る部 第三項(第二号に係る部分に限る。 号に係る部分に限る。)、第八百十一条 八百一条第四項 る部分に限る。 第九十六条の五第三項において準用 十三第三項 に係る部分に限る。)、 含む。)、 十二条の二十九において準用する場合を て準用する同法第八百三条第三項 一号に係る部分に限る。)、第百六十五 (第二百十条第一項(第二百七十条の四 第二百七十条の四第九項及び第二百七 ·法第七百九十一条第三項 (第二号に係る部分に限る。) 及び第 同条第六項において準用する場合を 第百六十五条の九第二項 第百五十六条の二第二項 第九十六条の九第五項にお (第二号に係る部分に限 第百三十六条の二第二項 (第二号に係る部分に限 第七百九十四条第三 第百六十五条の (第二号に係 (第二号 第二 する 及

方 1 1 2 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第二号に係る部分に限る。) 、第百六十五条の十名。)、第百六十五条の二十八条第三項(第二号に係る部分に限る。)、第百八十条の十七にお六条第三項(第二号に係る部分に限る。) 並びに第二号に係る部分に限る。) 並びに第二号に係る部分に限る。) がず に いっこう いて 準用する場合を含む。 (第二号に係る部分に限る。) が 第百八十条の十七におる部分に限る。) が 第二号に係る部分に限る。)

この府令は、公布の日から施行する。

附

則